

お知らせ

名寄税務署からのお知らせ

名寄税務署で確定申告書の作成をご予定の方にお知らせです。

令和8年1月5日(月)

から2月13日(金)までに確定申告の相談で来署する際はLINEか電話での事前予約が必要です。

予約がない方は当日の相談ができませんのでご注意ください。

①「LINE」での予約

国税庁公式アカウントを友だち登録し、画面の案内に沿ってご希望の日時を予約してください。来署の際はスマホの予約完了画面でご確認させていただきます。

国税庁LINE公式アカウントでの令和8年1月の予約は令和7年12月22日に受付開始予定です。

友だち登録はこちら



②「電話」での予約

名寄税務署(代表) 01654-212157に電話し、番号案内で「2」を選択してください。

なお、担当者が不在の際は折り返しのご連絡となる場合がありますのでご了承ください。

税務署ではマイナンバーカードとスマホを使用した確定申告をご案内しています。

来署の際にはスマホとマイナンバーカードのほか、マイナンバーカード作成時にご自身で設定した4桁と6桁以上2種類の暗証番号もご用意ください。

※マイナンバーカードの電子証明の期限切れにご注意ください。

お知らせ

自主排雪支援事業のお知らせ

個人や公区、班などの営利を目的としない人や

団体が、宅地内や私道などの排雪作業を町が指定する業者へ依頼した場合、その費用の一部を助成します。

■補助内容

排雪ダンプに係る費用の一部を助成します。

■助成額

6トン車
1台7,150円のうち
3,575円
10トン車
1台8,360円のうち
4,180円

■利用回数

1シーズン2回まで
(1回あたり5台分を限度とします)

■指定業者

・下川運輸株式会社
☎ 4・2531
・下川建設興業株式会社
☎ 4・2597

■申込期間等

令和8年3月26日(木)まで

排雪作業の5日前までに町民生活課または指定業者へお申込みください。

申込用紙等は役場総合窓口にも備えてあります。

■お問い合わせ

町民生活課 維持管理係
☎ 4・2511
内線523



お知らせ

屋根雪下ろし等支援事業のお知らせ

屋根雪下ろしに伴う町民の危険の防止と負担を軽減し、冬の居住環境の改善を目的に、町が指定する業者へ依頼した場合、その代金の一部を助成します。

■補助内容

集合住宅・戸建て住宅・物置等の屋根雪下ろし、雪庇落しに掛かる作業代金。

■助成額

屋根雪下ろしにかかった作業代金の3分の1以内。(上限6,000円)

■利用回数

1シーズン中2回まで
(1月15日から3月31日まで)

■指定業者

・株式会社 丹野建設
☎ 4・2237
・下川ふるさと興業
協同組合
☎ 4・4206

■申込期間等

令和7年3月26日(木)まで
建物の高さによって雪下ろしを実施できない場合があります。また、希望された日に作業が実施できない場合がありますので、申込みの際に指定業者にご確認ください。

■お問い合わせ

町民生活課 維持管理係
☎ 4・2511
内線523